

10都府県の「緊急事態宣言」延長に関する溶接技能者評価試験のお知らせ

東京、神奈川、埼玉、千葉、愛知、岐阜、大阪、京都、兵庫、福岡の10都府県の緊急事態宣言が延長されましたが、当該地区における溶接技能者評価試験に関しましては政府要請を十分に満足する感染防止対策を実施しておりますので、予定通り開催させていただきます。

但し、公的な試験会場等では会場側から使用中止指示が出る場合もありますので、各県溶接協会に確認をお願いいたします。また、今後の状況次第では変更もあり得ますことをご承知おきください。

尚、当協会が溶接技能者評価試験を継続する判断に至った背景は次の通りですのでご参照ください。

政府要請の内、溶接技能者評価試験に関するものは以下の通りである。

- ①社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている飲食等の場面に効果的な対策をする
- ②「三つの密の回避」や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底
- ③感染リスクが高まる「5つの場面」すなわち「飲食を伴う懇親会」、「大人数や長時間におよぶ飲食」、「マスクなしでの会話」、「狭い空間での共同生活」、「居場所の切り替わり（休憩室、喫煙所、更衣室など）」の周知
- ④業種別ガイドライン等の実践

⑤催物（イベント等）は最大5000人、収容率50%以下、午後8時までの営業時間短縮
当協会では協会業務全般の「感染防止のためのガイドライン」に加え、溶接技能者評価試験実施のための独自の「感染防止のためのガイドライン」を2020年6月に制定し、以降本ガイドラインを遵守して評価試験を実施している。

今般の緊急事態宣言の要請内容を精査したが、溶接技能者評価試験実施のための独自の「感染防止のためのガイドライン」は全ての要請を以下の通り満足している。

- ①2020年6月に溶接技能者評価試験を「感染防止のためのガイドライン」遵守の上再開後、既に全国で約7万人の方に受験いただきましたがクラスターの発生は1件もなく、感染拡大の起点にはならない
- ②③基本的な感染症対策を徹底しており、受験者への注意喚起も行っている
マスク、フェースシールド、パーティション、消毒液、使い捨てゼッケンなど
- ④業種別ガイドライン（溶接技能者評価試験実施のための独自の「感染防止のためのガイドライン」）を実践している
- ⑤時間割制の集合時間を取っているため、従来の許容受験者数に対し一度に集合する人数は50%以下になっている

以上